

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務
の独立行政法人評価分科会における取扱いについての一部改正について

平成 26 年 5 月 30 日 独立行政法人評価分科会長決定

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独
立行政法人評価分科会における取扱いについて（平成十八年二月二十七日独立行政法人評
価分科会長決定）の一部を次のように改正する。

- 1（1）中「委員会」を「分科会」に、「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 1（2）中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（1）中「委員会の庶務を司る総務省行政評価局」を「分科会の庶務を司る総務省行政管理局」に改める。
- 2（2）イ中「委員会」を「分科会」に、「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（2）ウ中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。
- 2（2）エ中「行政評価局」を「行政管理局」に改める。

新旧対照表

現行	改正案
「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて 平成 18 年 2 月 27 日 独立行政法人評価分科会長決定 平成 17 年 11 月 14 日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。 記 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い (1) <u>委員会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政評価局</u>において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。 (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省 <u>行政評価局</u>において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。 ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。 2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い (1) 上記 1 の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。 したがって、民間団体等からの申し出については、<u>委員会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政評価局</u>が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。 (2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。 ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。	「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて（案） 平成 18 年 2 月 27 日 独立行政法人評価分科会長決定 (平成 26 年 5 月 30 日一部改正) 平成 17 年 11 月 14 日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。 記 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い (1) <u>分科会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政管理局</u>において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。 (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省 <u>行政管理局</u>において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。 ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。 2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い (1) 上記 1 の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。 したがって、民間団体等からの申し出については、<u>分科会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政管理局</u>が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。 (2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。 ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。

① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類 ② 印刷・発行の収支予算書 ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等に係る資料） イ 当該承認申請書は、<u>委員会</u>の庶務を司る総務省 <u>行政評価局</u> が受理するものとする。 ウ 総務省 <u>行政評価局</u> は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。 エ 総務省 <u>行政評価局</u> は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。 オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。 (3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。	① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類 ② 印刷・発行の収支予算書 ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等に係る資料） イ 当該承認申請書は、<u>分科会</u>の庶務を司る総務省<u>行政管理局</u>が受理するものとする。 ウ 総務省<u>行政管理局</u>は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。 エ 総務省<u>行政管理局</u>は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。 オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。 (3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。
---	---

**「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行
に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて（案）**

平成 1 8 年 2 月 2 7 日
独立行政法人評価分科会長決定
(平成 2 6 年 5 月 3 0 日一部改正)

平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、独立行政法人評価分科会（以下「分科会」という。）の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物（以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。）の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。

記

- 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い
 - (1) 分科会の庶務を司る総務省行政管理局において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。
 - (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省行政管理局において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。

ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」に

ついて既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。

2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い

- (1) 上記1の事務取扱いにより発行した独立行政法人に関する定期刊行物については、独立行政法人あるいは独立行政法人評価に対する、より広い国民の理解を得るために発行しているものであることから、民間団体等から、委員会名で既に発行した独立行政法人に関する定期刊行物を印刷・発行したい旨の申し出があった場合には、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について審査し、委員会及び分科会の信用を失墜させるものでないことを確認の上、原則、これを認めることが適当である。

したがって、民間団体等からの申し出については、分科会の庶務を司る総務省行政管理局が必要な審査を行い、特段の問題がない場合は、分科会長がこれを承認するものとする。

- (2) 民間団体等による印刷・発行を認めるに当たっては、以下の手続を経るものとする。

ア 民間団体等から分科会長あての印刷・発行の承認申請書を提出させるとともに、当該承認申請書に、次の書類を添付させるものとする。

- ① 印刷・発行の目的・内容（図書名、規格、定価、発行部数、発行予定等）を明らかにする書類

- ② 印刷・発行の収支予算書

- ③ 発行する民間団体等の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄附行為、会則、

役員名簿、活動状況等に係る資料)

イ 当該承認申請書は、分科会の庶務を司る総務省行政管理局が受理するものとする。

ウ 総務省行政管理局は、発行者及び関係者並びに印刷・発行内容について適切に審査し、その結果を記した承認（不承認）理由書を作成するとともに、承認（不承認）に係る決裁文書を作成するものとする。

エ 総務省行政管理局は、この承認（不承認）理由書を添付した決裁文書により、分科会長に決裁を仰ぎ、その決裁をもって、印刷・発行の承認（不承認）を決定するものとする。

オ 承認（不承認）を決定した場合は、その旨を記した分科会長名の文書を当該民間団体等の代表者あてに通知するものとする。

(3) 承認の通知を受けた民間団体等が発行する印刷物については、「総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会監修」とし、監修料は無償とするものとする。